

ご長寿万歳

長寿祝金支払特則付 低解約返戻金型終身保険(無選択型)

50歳~80歳までの方なら、健康状態にかかわらず加入いただける「ボーナス」付きの終身保険です。



ご長寿万歳

おすすめのポイント

1 満50歳~満80歳の方なら、健康状態にかかわらずご加入できます。

ご高齢で保険加入をあきらめていた方でも、医師の診査や告知も不要でご契約できます。

2 長寿の節目に、ボーナス(長寿祝金)が受け取れます。

長寿のお祝いの時期(60歳・70歳・77歳・88歳)に生存保障として長寿祝金を受け取れます。

3 保険料はご加入時のまま、変わりません。

一度ご契約いただければ、更新はありません。

ほかにも…

生涯にわたって死亡保障が続きます。

※ご契約後2年以内に病気で亡くなられたときお支払いする金額は既払込保険料相当額となります。

掛け捨てではありません。

解約返戻金があります。

解約された場合、ご契約時の年齢、保険料の払込期間、ご契約の経過年数などに応じて解約返戻金があります。

※なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。短期間で解約された場合、解約返戻金がない場合があります。

50歳以上のための終身保険!

どなたでもご加入できます 50歳以上なら

ご契約例 ●ご契約年齢・性別:50歳・男性 ●保険金額:200万円 ●保険期間・保険料払込期間(低解約返戻金期間):終身 ●口座振替月払保険料:10,580円

【しくみ図】



解約返戻金例	経過年数	10年後(60歳時)	20年後(70歳時)	30年後(80歳時)	40年後(90歳時)
解約返戻金		398,400円	727,400円	943,200円	1,105,200円

※上記解約返戻金は長寿祝金をお支払いした後の金額です。
※上記解約返戻金は2023年4月現在のものです。

保障内容

■生存保障(長寿祝金)

加入年齢	お支払いするとき				お支払いする金額	受取人
	60歳	70歳	77歳	88歳		
50歳~55歳	○	○	○	○	それぞれ保険金額の10%	ご契約者
56歳~65歳	—	○	○	○		
66歳~72歳	—	—	○	○		
73歳~80歳	—	—	—	○		

*ご注意: 加入年齢に応じて、最初の長寿祝金をお支払いする時期が異なります。

■死亡保障

契約日からの経過期間	お支払いする場合	お支払いする保険金等	お支払いする金額	受取人
2年以内	災害(不慮の事故または所定の感染症)で死亡されたとき ^{※1}	災害死亡保険金	保険金額	死亡保険金受取人
	病気で死亡されたとき ^{※2}	死亡給付金	死亡給付金額 ^{※3}	
2年経過後	死亡されたとき	死亡保険金	保険金額	

※1 不慮の事故から180日以内にお支払事由に該当した場合が対象となります。
※2 災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。
※3 既払込保険料相当額となります。

《保険料表》月々の保険料と保険金額は…

3つの保険金額からお選びください。お選びになった保険金額と契約年齢が変わるところの金額が月払保険料となります。

加入年齢	保険金額建					
	男性			女性		
	300万円	200万円	100万円	300万円	200万円	100万円
	月払保険料(口座振替)			月払保険料(口座振替)		
50歳	15,870	10,580	5,290	12,375	8,250	4,125
51歳	16,368	10,912	5,456	12,765	8,510	4,255
52歳	16,893	11,262	5,631	13,176	8,784	4,392
53歳	17,454	11,636	5,818	13,614	9,076	4,538
54歳	18,054	12,036	6,018	14,082	9,388	4,694
55歳	18,696	12,464	6,232	14,574	9,716	4,858
56歳	17,793	11,862	5,931	13,848	9,232	4,616
57歳	18,417	12,278	6,139	14,346	9,564	4,782
58歳	19,083	12,722	6,361	14,877	9,918	4,959
59歳	19,800	13,200	6,600	15,453	10,302	5,151
60歳	20,577	13,718	6,859	16,059	10,706	5,353
61歳	21,408	14,272	7,136	16,716	11,144	5,572
62歳	22,311	14,874	7,437	17,421	11,614	5,807
63歳	23,280	15,520	7,760	18,180	12,120	6,060
64歳	24,330	16,220	8,110	18,996	12,664	6,332
65歳	25,455	16,970	8,485	19,875	13,250	6,625
66歳	24,543	16,362	8,181	19,092	12,728	6,364
67歳	25,620	17,080	8,540	19,983	13,322	6,661
68歳	26,754	17,836	8,918	20,925	13,950	6,975
69歳	27,942	18,628	9,314	21,927	14,618	7,309
70歳	29,196	19,464	9,732	22,986	15,324	7,662
71歳	30,516	20,344	10,172	24,111	16,074	8,037
72歳	31,926	21,284	10,642	25,302	16,868	8,434
73歳	30,888	20,592	10,296	24,396	16,264	8,132
74歳	32,151	21,434	10,717	25,515	17,010	8,505
75歳	33,486	22,324	11,162	26,694	17,796	8,898
76歳	34,914	23,276	11,638	27,930	18,620	9,310
77歳	36,474	24,316	12,158	29,349	19,566	9,783
78歳	38,130	25,420	12,710	30,867	20,578	10,289
79歳	39,900	26,600	13,300	32,502	21,668	10,834
80歳	41,787	27,858	13,929	34,257	22,838	11,419

ご注意: ●契約年齢は、申込月の3ヵ月後の1日時点の満年齢としてご検討ください。 ●ご契約者と被保険者(保障の対象者)は同一人となります。 ●保険料のお払込みは終身払です。 ●本商品は上記パターンのみのお取扱いとなります。 ●上記保険料、保険金額は2023年4月2日現在のものです。

3つの月払保険料からお選びください。お選びになった保険料と契約年齢が変わるところの金額が保険金額となります。

加入年齢	保険料建					
	男性			女性		
	10,000円	5,000円	3,000円	10,000円	5,000円	3,000円
	月払保険料(口座振替)			月払保険料(口座振替)		
50歳	1,890,400	945,200	567,120	2,424,200	1,212,100	727,260
51歳	1,832,800	916,400	549,840	2,350,200	1,175,100	705,060
52歳	1,775,900	887,950	532,770	2,276,900	1,138,450	683,070
53歳	1,718,800	859,400	515,640	2,203,600	1,101,800	661,080
54歳	1,661,700	830,850	498,510	2,130,400	1,065,200	639,120
55歳	1,604,600	802,300	481,380	2,058,500	1,029,250	617,550
56歳	1,686,100	843,050	505,830	2,166,400	1,083,200	649,920
57歳	1,628,900	814,450	488,670	2,091,200	1,045,600	627,360
58歳	1,572,100	786,050	471,630	2,016,500	1,008,250	604,950
59歳	1,515,200	757,600	454,560	1,941,400	970,700	582,420
60歳	1,457,900	728,950	437,370	1,868,100	934,050	560,430
61歳	1,401,300	700,650	420,390	1,794,700	897,350	538,410
62歳	1,344,600	672,300	403,380	1,722,100	861,050	516,630
63歳	1,288,700	644,350	386,610	1,650,200	825,100	495,060
64歳	1,233,000	616,500	369,900	1,579,300	789,650	473,790
65歳	1,178,600	589,300	353,580	1,509,400	754,700	452,820
66歳	1,222,300	611,150	366,690	1,571,300	785,650	471,390
67歳	1,171,000	585,500	351,300	1,501,300	750,650	450,390
68歳	1,121,300	560,650	336,390	1,433,700	716,850	430,110
69歳	1,073,700	536,850	322,110	1,368,200	684,100	410,460
70歳	1,027,500	513,750	308,250	1,305,100	652,550	391,530
71歳	983,100	491,550	—	1,244,200	622,100	373,260
72歳	939,700	469,850	—	1,185,700	592,850	355,710
73歳	971,300	485,650	—	1,229,700	614,850	368,910
74歳	933,100	466,550	—	1,175,800	587,900	352,740
75歳	895,900	447,950	—	1,123,800	561,900	337,140
76歳	859,300	429,650	—	1,074,100	537,050	322,230
77歳	822,500	411,250	—	1,022,200	511,100	306,660
78歳	786,800	393,400	—	971,900	485,950	—
79歳	751,900	375,950	—	923,000	461,500	—
80歳	717,900	358,950	—	875,700	437,850	—

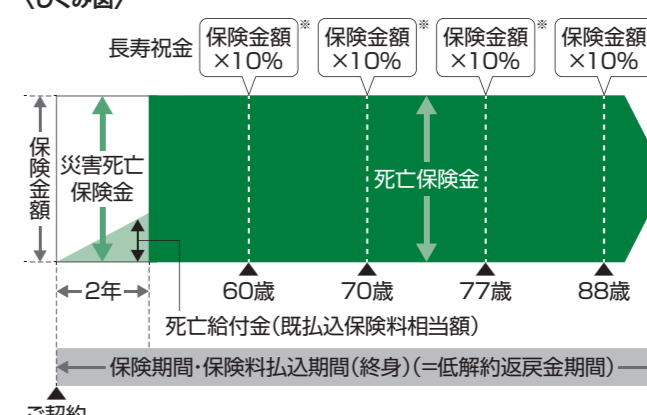
契約概要

●この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
●「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険商品の特長

この保険商品の名称は、「長寿祝金支払特則付低解約返戻金型終身保険(無選択型)」です。生涯の死亡保障と生存保障(長寿祝金)を確保できる商品です。この保険は、お申込みの際に、健康状態による被保険者選択を行いません。

〈しくみ図〉



※ご契約年齢によりお支払いの対象とならない場合があります。

お取扱内容について

ご契約者と被保険者(保障の対象者)は同一人といたします。
契約年齢……………50~80歳
保険期間……………終身
保険料払込期間……………終身
低解約返戻金割合……………70%
保険料払込方法……………月払
保険金額建の場合の保険金額*……………100万円、200万円、300万円
保険料建の場合の保険料*……………3,000円、5,000円、10,000円
※保険料と保険金額については保険料表をご覧ください。

このプランは、低解約返戻金型終身保険(無選択型)に「長寿祝金支払特則」を付加しています。

保険金・給付金等のお支払いについて

保障内容および制限事項の概要は以下のとおりです。

お支払事由の概要	お支払いする保険金・給付金・祝金	お支払額
契約日から2年以内に災害(不慮の事故または所定の感染症)で死亡した場合 ^{※1}	災害死亡保険金	保険金額
契約日から2年以内に死亡した場合 ^{※2}	死亡給付金	死亡給付金額 ^{※3}
契約日から2年経過後に死亡した場合	死亡保険金	保険金額
つぎの誕生日の前日の満了時に生存している場合 満60歳・満70歳・満77歳・満88歳 ^{※4}	長寿祝金	保険金額の10%

※1 不慮の事故から180日以内にお支払事由に該当した場合が対象となります。
※2 災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。
※3 既払込保険料相当額となります。
※4 満60歳の長寿祝金は契約年齢が56歳以上の場合はお支払いいたしません。
満70歳の長寿祝金は契約年齢が66歳以上の場合はお支払いいたしません。
満77歳の長寿祝金は契約年齢が73歳以上の場合はお支払いいたしません。

契約者配当金について

●この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません。

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社の代理店(生命保険募集人)は、お客さまと当社の生命保険契約締結の媒介を行う者で、生命保険契約締結の代理権はありません。したがって、生命保険契約は、お客さまからの生命保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに成立します。なお、お客さまの担当である当社の代理店(生命保険募集人)の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、下記照会先までご連絡ください。

照会先
 フコクしんらい生命保険株式会社 お客さまサービス室
 TEL 0120-700-651 ※通話料無料
 受付時間 9:00～18:00
 (土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている終身保険です。「保険種類のご案内」は当社の代理店にご請求ください。

ご検討にあたっては、「契約概要」および「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについてご説明しています。必ず、ご一読のうえ大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項の例

- クーリング・オフ制度
- お客さまの個人情報に関する取扱
- 保障の開始(責任開始期)
- ご契約の解約と解約返戻金

●ご相談・お問合わせは…

[取扱代理店]

フコクしんらい生命保険株式会社
 〒160-6132 東京都新宿区西新宿 8-17-1 tel 03-6731-2100(代)
 https://www.fukokushinrai.co.jp

51239900(23.04) 募AM0422107(23.02)

契約概要(つづき)

低解約返戻金型について ～ご契約に際してご注意いただきたいこと～

- 低解約返戻金期間中にご契約の解約をされた場合、保険金額の減額をされた場合、またはご契約の失効日が低解約返戻金期間中に属する場合、お受取りになる解約返戻金は、払込年月数および経過年月数により計算した額に、低解約返戻金割合(70%)を乗じた水準となります。(長寿祝金部分は低解約返戻金には影響ありません。)
- 低解約返戻金期間中については、解約返戻金の水準が低いことに応じて、以下のお取扱いとなりますのでご注意ください。

制度	低解約返戻金期間中のお取扱い
解約返戻金の一定範囲内で資金をお貸しする制度(契約者貸付)	お貸付けできる金額が少なくなります。
保険料のお払込みが困難になった場合、自動的に保険料をお立替えし、ご契約を有効に継続させる制度(保険料の振替貸付)	
払済保険への変更	変更後の払済保険の保険金額は少なくなります。

第1回保険料の口座振替について

第1回保険料の口座振替日が当社の責任開始の日となり、この日から当社は保険契約上の責任を負うこととなります。

- 第1回保険料の振替日について
 - ①第1回保険料の振替日は、原則、申込月の翌々月の27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)を予定しております。
 - ②ご契約のお引受けを当社が承諾した場合に、振替日の1週間前までに「保険料口座振替開始のお知らせ」をお送りいたします。
- なお、第1回保険料が口座振替できなかった場合は保険契約は不成立となりますので、ご注意ください。
- 契約日について
 契約年齢などの基準となる日のことです。月払のときの契約日は第1回保険料振替日の翌月1日となります。

一般的なスケジュール

お申込み → 27日・第1回保険料振替=保障開始

申込月 → 翌月 → 翌々月 → 翌々々月

保険料口座振替開始のお知らせの送付 → 1日・契約日(月払)

その他の留意事項について ～ご契約に際してご注意いただきたいこと～

- 健康状態について告知または診査を受けていただくことで、当保険よりも保険料の割安な終身保険にお申し込みいただける場合があります。あわせてご検討ください。
- お払い込みいただく保険料の累計額が、お支払いする保険金の額を上回る場合があります。
- この保険を払済保険へ変更した場合には、長寿祝金のお支払いはなくなります。
- この保険は、健康状態にかかわらずご契約いただける保険ですが、他のご契約の保険金額との合計保険金額その他の理由によりお引受けできない場合があります。

公的保障制度について

※本資料は公的保障制度の概略を説明しています。詳細につきましては所轄の官公署、専門家等にご確認ください。

就業不能のとき

働けなくなったときのその後の生活を守る公的保障として「傷病手当金」や「障害年金」があります。

傷病手当金

病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気やケガのために会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合に支給される制度です。休業が3日以上継続すると4日目から支給の対象となり、1日について標準報酬日額相当^{※1}の3分の2の手当てが通算^{※2}で1年6か月支給されます。

障害基礎年金

国民年金保険料納付済期間(免除期間などを含む)が原則10年以上ある方に65歳から支給されます。国民年金に40年加入し、全期間が保険料納付済期間である場合、65歳から満額が支給されます。ただし、保険料納付済期間が40年未満の場合は減額されます。

老齢基礎年金

国民年金保険料納付済期間(免除期間などを含む)が原則10年以上ある方に65歳から支給されます。国民年金に40年加入し、全期間が保険料納付済期間である場合、65歳から満額が支給されます。ただし、保険料納付済期間が40年未満の場合は減額されます。

老齢厚生年金

老齢基礎年金に上乗せして、原則65歳から支給されます。年金額は、平均標準報酬月額^{※1}、平均標準報酬額^{※2}、加入期間にもとづいて計算されます。

特別支給の老齢厚生年金

厚生年金加入期間が1年以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方で、女性であれば生年月日が昭和41年4月1日までの方、男性(女性でも公務員などの期間がある方)であれば、生年月日が昭和36年4月1日までの方が対象となります。特別支給の老齢厚生年金の金額は、平均標準報酬月額^{※1}、平均標準報酬額^{※2}、加入期間にもとづいて計算された年金額が、生年月日により開始年齢が決まっている年齢から65歳になるまでの間、支給されます。

平均標準報酬月額

※1 平均標準報酬月額は、2003年3月以前の厚生年金保険の被保険者期間のすべての標準報酬月額を再評価率で修正した後の平均額です。

※2 平均標準報酬額は、2003年4月以後の厚生年金保険の被保険者期間のすべての標準報酬月額と標準賞与額を再評価率で修正した後の合算した平均額です。

ご自身が将来受け取る公的年金額を、厚生労働省の「公的年金シミュレーター」で試算してみましょう!!

「働き方・暮らし方」の変化に応じて将来受け取る年金額を試算できる

年金額を見える化する 公的年金シミュレーター
<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp>

公的年金シミュレーター 使い方HP
https://www.mhlw.go.jp/stf/kouteki_nenkin_simulator.html

公的保障制度について

※本資料は公的保障制度の概略を説明しています。詳細につきましては所轄の官公署、専門家等にご確認ください。

死亡のとき

「万が一」のことがあったときに、のこされた家族のその後の生活を守る公的保障として「遺族年金」があります。

遺族基礎年金

亡くなった方に生計を維持されていた「子のある配偶者(妻または夫)」または「子」^{※1}に支給されます。

遺族厚生年金

遺族厚生年金を受けられる遺族は、亡くなった方に生計を維持されていた①配偶者・子、②父母、③孫、④祖父母ですが、妻以外の遺族は、年齢要件があります。また、①の方に遺族厚生年金の受給権がある場合、②以下の遺族に遺族厚生年金は支給されません。年金額は、亡くなった方の厚生年金保険の加入履歴をもとに計算した報酬比例の年金額の4分の3相当額です。遺族が「子のある配偶者」または「子」の場合は、遺族厚生年金と遺族基礎年金が支給され、子のいない30歳未満の妻に支給される遺族厚生年金は5年間の有期年金です。

中高齢寡婦加算

一定の要件を満たした妻が受け取る遺族厚生年金には、65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算額が加算されます。

寡婦年金

亡くなった夫が一定の要件を満たし、その夫と10年以上継続して婚姻関係にあり、死亡当時のその夫に生計を維持されていた妻に対して、その妻が60歳から65歳になるまでの間、寡婦年金が支給されます。

要介護のとき

介護が必要になったときの公的保障として、介護サービスを利用できる「公的介護保険」があります。

公的介護保険は、所定の要介護(要支援)状態になった場合に、支給限度額内であれば、介護サービスを1割(一定以上の所得のある65歳以上の人は2割または3割)の自己負担で利用できる制度です。満40歳以上の方が加入し、第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40歳～64歳)に区分されます。第2号被保険者は、加齢にともなって生ずる特定の疾病による要介護(要支援)状態のみが保障の対象となります。

身体障がい

身体障害者福祉法で定める「身体障がい」は、障害部位ごとに1級から7級の「障害程度等級」が定められています。

6級以上の障がいに認定されると「身体障害者手帳」が交付されます。

身体障がい者へのさまざまな福祉制度のうち、原則自己負担1割でサービスが受けられる「自立支援給付」があります。

第2号被保険者は、加齢にともなって生ずる特定の疾病による要介護(要支援)状態のみが保障の対象となります。

要介護のとき

介護が必要になったときの公的保障として、介護サービスを利用できる「公的介護保険」があります。

公的介護保険は、所定の要介護(要支援)状態になった場合に、支給限度額内であれば、介護サービスを1割(一定以上の所得のある65歳以上の人は2割または3割)の自己負担で利用できる制度です。満40歳以上の方が加入し、第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40歳～64歳)に区分されます。第2号被保険者は、加齢にともなって生ずる特定の疾病による要介護(要支援)状態のみが保障の対象となります。

公的保障制度について

※本資料は公的保障制度の概略を説明しています。詳細につきましては所轄の官公署、専門家等にご確認ください。

病気・ケガのとき

病気やケガで入院や手術をしたときの公的保障として、「公的医療保険」があります。

公的医療保険の対象となる診療は「保険診療」で、「先進医療」や「自由医療」は公的医療保険の対象外となります。

医療費

公的医療保険負担 1割～3割自己負担

医療費の自己負担割合

小学校入学前	2割
小学生以上70歳未満	3割
70歳から74歳	2割 ^{※1}
75歳以上	1割 ^{※2}

※1 現役並み所得の場合は3割となります。
 ※2 一定以上の所得のある人は2割、現役並み所得の場合は3割となります。

自己負担限度額(70歳未満)

1ヵ月当たりの自己負担額が限度額を上回った場合、高額療養費制度により超過分が支給されます。所得区分により、自己負担限度額は異なります。

自立支援給付の種類

- 障害福祉サービス
- 自立支援医療
- 補装具

身体障がい

身体障害者福祉法で定める「身体障がい」は、障害部位ごとに1級から7級の「障害程度等級」が定められています。

6級以上の障がいに認定されると「身体障害者手帳」が交付されます。

身体障がい者へのさまざまな福祉制度のうち、原則自己負担1割でサービスが受けられる「自立支援給付」があります。

第2号被保険者は、加齢にともなって生ずる特定の疾病による要介護(要支援)状態のみが保障の対象となります。

身体障がい

身体障害者福祉法で定める「身体障がい」は、障害部位ごとに1級から7級の「障害程度等級」が定められています。

6級以上の障がいに認定されると「身体障害者手帳」が交付されます。

身体障がい者へのさまざまな福祉制度のうち、原則自己負担1割でサービスが受けられる「自立支援給付」があります。

第2号被保険者は、加齢にともなって生ずる特定の疾病による要介護(要支援)状態のみが保障の対象となります。

公的保障制度について

※本資料は公的保障制度の概略を説明しています。詳細につきましては所轄の官公署、専門家等にご確認ください。

病気・ケガのとき

病気やケガで入院や手術をしたときの公的保障として、「公的医療保険」があります。

公的医療保険の対象となる診療は「保険診療」で、「先進医療」や「自由医療」は公的医療保険の対象外となります。

医療費

公的医療保険負担 1割～3割自己負担

医療費の自己負担割合

小学校入学前	2割
小学生以上70歳未満	3割
70歳から74歳	2割 ^{※1}
75歳以上	1割 ^{※2}

※1 現役並み所得の場合は3割となります。
 ※2 一定以上の所得のある人は2割、現役並み所得の場合は3割となります。

自己負担限度額(70歳未満)

1ヵ月当たりの自己負担額が限度額を上回った場合、高額療養費制度により超過分が支給されます。所得区分により、自己負担限度額は異なります。

自立支援給付の種類

- 障害福祉サービス
- 自立支援医療
- 補装具

身体障がい

身体障害者福祉法で定める「身体障がい」は、障害部位ごとに1級から7級の「障害程度等級」が定められています。

6級以上の障がいに認定されると「身体障害者手帳」が交付されます。

身体障がい者へのさまざまな福祉制度のうち、原則自己負担1割でサービスが受けられる「自立支援給付」があります。

第2号被保険者は、加齢にともなって生ずる特定の疾病による要介護(要支援)状態のみが保障の対象となります。

身体障がい

身体障害者福祉法で定める「身体障がい」は、障害部位ごとに1級から7級の「障害程度等級」が定められています。

6級以上の障がいに認定されると「身体障害者手帳」が交付されます。

身体障がい者へのさまざまな福祉制度のうち、原則自己負担1割でサービスが受けられる「自立支援給付」があります。

第2号被保険者は、加齢にともなって生ずる特定の疾病による要介護(要支援)状態のみが保障の対象となります。

手続きカンタン

記入例にしたがって、申込書にご記入ください。

取扱代理店

フコクしんらい生命
 (お申込みを承諾した場合、保険料口座振替開始のお知らせをお送りします。)

ご指定いただいた口座より、第1回保険料が自動振替されます。(第1回保険料の口座振替日から、保障が開始されます。)

保険証券をお送りいたします。

記入例

- 1 ご希望の保障内容について
 - ご希望の保障内容に関して、「資料請求時(当初)」と「お申込時(最終)」のご意向を比較し、変更の有無をご確認のうえ、該当の項目に○印もしくはチェックしてください。(チェックもれがないようご注意ください。)
- 2 今回の加入にあたりご確認いただきたい事項について
 - 契約者ご本人がご記入ください。
 - 質問1～質問4の全ての質問について、「はい/または/いいえ」のいずれかの欄にシ点にてチェックしてください。(チェックもれがないようご注意ください。)
- 3 ご署名について
 - ご確認日をご記入ください。ご確認日は申込日以前となります。
 - 契約者のお名前を必ずご本人がご署名ください。
- 4 ご署名について
 - ご確認日をご記入ください。ご確認日は申込日以前となります。
 - 契約者のお名前を必ずご本人がご署名ください。

〔収納企業使用欄〕について

- 記入した日付をご記入ください。
- 契約者が下記の口座名義人と異なる場合のみ、契約者のお名前をご署名ください。

〔収納企業使用欄〕について

- 記入不要です。

口座名義人について

- 口座名義人のお名前を必ずご本人がご記入ください。
- 口座名義人は、本人・配偶者に限ります。
- 金融機関へのお届け印を鮮明に押してください。「金融機関お届け印」欄のご捺印が不鮮明となった場合に「押し直し専用」欄にご捺印ください。

指定口座について

- どちらか一つの口座についてご記入ください。

希望のパターンについて

- ①～⑥のなかからご希望のお申込みパターンをお選びください。
- ①～③: 保険料表をご覧になり、ご希望の保険金額に○を付し、性別、契約年齢に対応する月払保険料をご記入ください。
- ④～⑥: 保険料表をご覧になり、ご希望の月払保険料に○を付し、性別、契約年齢に対応する保険金額をご記入ください。

希望の保障内容について

ご希望の保障内容に関して、「資料請求時(当初)」と「お申込時(最終)」のご意向を比較し、変更の有無をご確認のうえ、該当の項目に○印もしくはチェックしてください。(チェックもれがないようご注意ください。)

今回の加入にあたりご確認いただきたい事項について

契約者ご本人がご記入ください。質問1～質問4の全ての質問について、「はい/または/いいえ」のいずれかの欄にシ点にてチェックしてください。(チェックもれがないようご注意ください。)

ご署名について

ご確認日をご記入ください。ご確認日は申込日以前となります。契約者のお名前を必ずご本人がご署名ください。

希望の保障内容について

ご希望の保障内容に関して、「資料請求時(当初)」と「お申込時(最終)」のご意向を比較し、変更の有無をご確認のうえ、該当の項目に○印もしくはチェックしてください。(チェックもれがないようご注意ください。)

今回の加入にあたりご確認いただきたい事項について

契約者ご本人がご記入ください。質問1～質問4の全ての質問について、「はい/または/いいえ」のいずれかの欄にシ点にてチェックしてください。(チェックもれがないようご注意ください。)

ご署名について

ご確認日をご記入ください。ご確認日は申込日以前となります。契約者のお名前を必ずご本人がご署名ください。

希望の保障内容について

ご希望の保障内容に関して、「資料請求時(当初)」と「お申込時(最終)」のご意向を比較し、変更の有無をご確認のうえ、該当の項目に○印もしくはチェックしてください。(チェックもれがないようご注意ください。)

記入例

1 契約者・被保険者について

- 記入した日付をご記入ください。
- 契約者と被保険者は同一となります。郵便番号、電話番号、住所、氏名、性別、生年月日、年齢をご記入ください。氏名は必ずご本人がご記入ください。年齢は、3ヵ月後の1日(11月にお申込みの場合、2月1日)時点で満年齢をご記入ください。

2 死亡保険金受取人について

- 死亡保険金をお受取りになる方の住所、氏名、性別、生年月日をご記入し、その続柄に○印をお付けください。*
- *被保険者ご本人さまを指定することはできません。

3 ご希望のパターンをお選びのうえ、ご記入ください

4 指定代理請求特約について

- 「付加する」または「付加しない」を選択してください。
- 死亡保険金受取人と同一人を指定する場合には、上段に○印をお付けください。
- それ以外の方を指定する場合には下段に○印を付し、指定される方の氏名、続柄のコードをご記入ください。

●記入誤りを訂正する場合、申込書、意向確認書の訂正は訂正箇所を二重線で抹消の上、ご契約者様名の認印(スタンプ印は不可)のご捺印、またはご署名(姓のみ可)をお願いいたします。

●預金口座振替依頼書の訂正は訂正箇所を二重線で抹消の上、口座お届け印にて訂正印をご捺印ください。

2枚目はお客さま控えですので、ご記入後切り離して1枚目を取扱代理店へご提出ください。